

Q & A（よくあるお問い合わせ）

Q1. 私立と公立ではどんな違いがありますか？

福知山市より請求する各月の保育料は同じ基準となりますが、その他の必要な費用（雑費・延長保育料金など）は、施設によって異なります。また、立地環境としては、私立保育園等は比較的まちの中心部に集まっているのに対し、公立保育園・認定こども園は周辺部に位置しているという特徴があります。

Q2. 今は無職でこれから仕事を探したいのですが、保育園等の申込みはできますか？

申込み可能です。ただし、入所されてから90日に当たる月の末日までに就労していただくことが条件となります。そのため、期日を過ぎても就労されない場合は、保育園等の利用ができなくなることがあります。就労となった場合は、「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書」を市に提出してください。

Q3. 祖父や祖母と同居していますが、保育園等の申込みはできますか？

児童と同居する20歳から65歳未満の方全員が、保育が必要な事由（7ページ参照）のいずれかに該当し保育の必要性の認定を受けた場合は申込みできます。

Q4. 育児休業からの復帰にあわせて保育園等への入所を考えているのですが、その場合、入所はいつから可能ですか？

育児休業からの復帰の場合、児童の慣らし保育の期間も配慮し、復帰予定日の2～4週間前を入所希望日としています。ただし、福知山市で設けている入所日は各月1日または16日となっていますので、例えば10月1日からの復職であれば9月1日か9月16日となります。

慣らし保育の期間は児童の年齢や施設ごとに異なるため、入所を希望する施設にお尋ねの上、申込みください。

Q5. 一斉入所申込み期間ではまだこどもが産まれていないのですが、来年度職場復帰に向けて入所申込み手続きを行うことは可能ですか？

申込み可能です。出生予定日を確認できる書面（母子手帳の写し及び復帰先での就労証明等）を申請書に添付して申込んでください。なお、出産予定日からおおよそ6か月後の最初に迎える月の1日以降での入所から申込みしていただけますが、受入可能な月齢は施設によって異なるため、あらかじめ入所を希望する施設にお尋ねの上、申込みください。

※未出生の児童の入所申込みは、一斉申込み期間のみ可能です。一斉申込み期間を過ぎると出生後でなければ入所申込みはできませんので、ご注意ください。

Q6. 入所申込で希望した保育園等のうち、必ずどこかの園に入所できますか？

必ず保育園等に入所できるわけではありません。保育所等の入所については、希望された施設に限り調整を行い、ご家庭の状況等を考慮して保育の必要性が高い方から順に入所を決定します。入所可能人数以上に申し込みがあった等、保育の必要性が高い方でも入所できない場合があり、ご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q7. 当初、求職活動要件で入所したのですが、仕事が決まりました。申請事由が変わる場合には手続きが必要ですか？

教育・保育給付認定の申請事由に変更が生じた場合、また利用区分（保育時間）を変更する場合には変更申請が必要です。指定の用紙に必要事項を記入の上、必要書類（16ページ参照）を添付し、市に提出してください。今回の場合は、「求職活動」から「就労」への変更申請が必要となります。

なお、教育・保育給付認定通知の記載事項（氏名等）に変更が生じた場合も、新たな教育・保育給付認定通知を交付しますので、変更申請・届出が必要となります。

Q8. 母親の出産を理由に保育園等に入所しました。産前産後の期間が終わっても、引き続き入所できますか？

母親の出産を理由に保育園等に入所した場合、認定期間が終わると原則退所となります。

ただし、産前産後休業終了後、直ちに就労復帰する場合や、保護者の疾病・障害などにより継続して保育が必要な場合は、教育・保育給付認定の変更申請をすることで引き続き入所することが可能です。

※産前産後休業終了後、育児休業を取得する場合は退所となりますので、就労復帰の際に改めて入所申込みをしてください。

Q9. 福知山市以外の保育園や認定こども園に入所できますか？

福知山市以外に所在する施設への入所は可能です。17 ㉟「9. 福知山市に住所がある方が、市外の教育・保育施設への入所を希望する場合」をご覧ください。

Q10. こどもが病気の時にも保育園等は利用できますか？

体調などを考慮し、自宅での保育・療養をお願いしています。また、お子様が発熱された場合などはすぐにお迎えに来ていただくようお願いしています。ご協力をお願いします。

福知山市では、病児保育サービスを実施しています。ご利用の際は、事前申込みが必要となりますので、詳細は市ホームページでご確認いただくか、市までお問い合わせください。

Q11. 現在きょうだいで同じ保育園に通わせていますが、上の子が 3 歳クラスになって無償化の対象になると、下の子の保育料はどうなりますか？第 1 子としての保育料となりますか？

上の子が無償化の対象となっても、きょうだいの判定は変わりません。原則、未就学児の中で何番目かにより保育料を算定しています。詳細は 11 ㉟「7. 利用者負担額等について」をご覧ください。

Q12. 認定こども園を1号認定で利用し、預かり保育を利用しています。利用料が無償になるにはどのような手続きが必要ですか？

1号認定で、保護者が就労などの保育が必要な事由により預かり保育を利用する場合、原則利用開始月の前月 15 日までに、市の窓口で手続きが必要です。手続きには、保育が必要な事由を証明する書類(10 ㉟参照)が必要です。詳細につきましては、利用施設または市までお問い合わせください。

Q13. 保育園等をお休みした場合、利用者負担額(保育料)は日割計算されますか？

利用者負担額(保育料)は在園(在籍)している期間についてご負担いただくことになっております。そのため、お休みなどで日割計算はされません。ただし、入所児童の疾病等のため、連続して 16 日以上欠席した場合は、利用者負担額(保育料)が半額となる減免措置があります。(別途申請が必要です。)

Q14. 育児休業を取得中に就労復帰で保育園等へ入所申込みを行い入所が決定しました。その後、育児休業を延長することはできますか？

就労復帰に合わせて保育園等へ入所申込みをされ入所が決定した後に、育児休業を短縮または延長される場合、入所日も変更となります。そのため、再度申請書類をご提出いただき、施設と入所の可否について再調整を行うこととなります。再調整の結果、入所いただけない場合がありますのでご了承ください。

※育児休業を延長して、就労復帰が入所決定している年度の翌年度となる場合は、再調整の対象となりませんので、改めて次年度の一斉申込期間に入所申込みをしてください。

就労復帰で入所申込みをされる場合は、事前にお勤め先と復帰時期や復帰される際の条件(時短勤務など)について、ご相談いただいたうえで申込みをお願いします。

※その他ご不明な点がありましたら、こども家庭部 幼保支援課 入園係までお問い合わせください。